

仕 様 書（レンタル用）

文化市民局地域自治推進室 マイナンバーカード企画推進担当
(担当：高橋正喜、庄司 電話：075-746-5287)

件 名	モバイル Wi-Fi ルーター（レンタル）
契約期間	令和 8 年 9 月 1 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
契約条件	1 商品詳細 以下の要件を満たす「モバイル Wi-Fi ルーター」とする。 <数量> 2 台 <データ量> 5 0 G B / 月 とする。 ただし、月間の利用量が 5 0 G B を超えた場合は、速度規制をしたうえで利用できること。 <対応回線> 4 G L T E <充電> A C アダプターによる充電（コンセントでの充電）と、U S B ケーブルによる充電（パソコンへの接続による充電）の両方が可能であること。 ※充電用の A C アダプター及びケーブルも用意すること。 <通信> 右京区役所庁舎が、通信可能範囲（エリア）内であること。 <その他> ① 本モバイル Wi-Fi ルーターは、タブレットやパソコン等の機器（別途、本市において用意する）に通信接続し、職員が機器を使用しながら業務を行うことを予定している。このため、本用途で利用できるものであること。 ② レンタル期間中に、モバイル Wi-Fi ルーターが故障した場合は、本仕様書の内容を満たす同等品と交換すること。 ③ レンタル期間満了後、モバイル Wi-Fi ルーターに通信履歴等の記録が残る場合については、京都市情報セキュリティ対策基準に則り、記録媒体から全てのデータを消去のうえ、データ消去に関する証明書を本市に提出すること。 ④ 契約には、搬入及び返却等の諸経費を含むこと。 ⑤ 支払は原則、毎月 1 日以降に前月分を受注者からの請求に基づき、請求書受領後 3 0 日以内に支払う。ただし、毎月の支払額に小数点以下が発生する場合は、最後の支払に上乗せして支払うものとする。

	2 納品条件 (1) 納品場所 <u>右京区総合庁舎 2 階 地域自治推進室 (分室) マイナンバーカード 企画推進担当へ納品すること。</u> 住所：〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町 12 番地 サンサ右京 2 階 電話番号：075-746-5287 (2) 納品日 令和 8 年 9 月 1 1 日までに利用できるようにすること。 3 その他 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、本市の指示に従うこと。
--	---